

乳幼児等医療費助成制度のお知らせ

《助成の概要》

乳幼児等医療費助成制度は、お子様が病気やけがにより医療機関等に受診された際に支払う一部負担金(保険診療分)の全部又は一部を助成する制度です。

対象者	保護者の所得要件	助成対象	一部負担金(保護者負担)
義務教育就学前 (0～6歳児)	なし	外来、入院	負担なし
小学1～3年生 (6～9歳児)	市民税非課税世帯	外来、入院	負担なし
	所得制限を超えていない場合 (下記「所得制限表」のとおり)	外来	1医療機関等あたり、1日700円を 限度に月2回まで負担 (3日目以降負担なし)
	所得制限を超えている場合 (下記「所得制限表」のとおり)	入院	負担なし
小学4～6年生 (9～12歳児)	市民税非課税世帯	外来、入院	負担なし
	上記以外の世帯(市民税課税世帯)	入院	負担なし

※助成対象は、健康保険が適用されるものに限ります。

※特定疾患、自立支援医療等、他の公費負担医療の自己負担分(保険診療分)は申請により助成します。

所得制限表(児童手当(特例給付)に準拠)

税扶養親族等の数	制限限度額	各種控除額
0人	532万円未満	・一律控除(8万円) ・寡婦、寡夫、勤労学生、障害者(27万円) ・特別寡婦(35万円) ・特別障害者(40万円) ・医療費控除、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除(税控除額)
1人	570万円未満	
2人	608万円未満	
3人	646万円未満	

※税扶養親族等の数が4人以上ある場合は、所得制限限度額に1人につき38万円を加算した額になります。

※70歳以上の老人扶養親族がある場合は、所得制限限度額に1人につき6万円を加算した額になります。

1 対象者

小学校6年生(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)までの乳幼児等が対象となります。

※助成を受けるには申請が必要です。

2 受給要件

- ①対象乳幼児等が市内に住所を有し、住民基本台帳法又は外国人登録法の規定による記録を本市にしていること。
- ②対象乳幼児等がいずれかの健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険、共済組合等)に加入していること。
※生活保護法による医療扶助を受けている場合は受給できません。
- ③対象乳幼児等が小学生の場合は、所得により受給内容が異なります。詳細は上記の《助成の概要》をご確認ください。

3 申請に必要な書類

- ①乳幼児等医療費受給者証交付申請書
- ②健康保険証(被保険者及び乳幼児等の名前が記載されているもの)
※ 郵送の場合は、必ず健康保険証のコピーを同封してください。
- ③平成21年度所得証明書(対象乳幼児等が小学生の場合に必要です)
※ 保護者が平成21年1月1日に明石市で住民登録している場合は不要です。
※ 助成対象が「入院のみ」となる場合は不要です。
平成21年1月2日以降に本市に転入された人は平成21年度所得証明書(平成20年中の所得:所得額、扶養人数、各種控除、課税額又は非課税の記載があるもの)が必要ですので、平成21年1月1日現在、保護者が住民登録していた市町村でお取り寄せください。(源泉徴収票での代用は不可)

(お問い合わせ・申請先)

明石市こども室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号(Tel.918-5027)